下記について連絡致します。

【制度要綱第8条の検査機関の名称及び連絡先(住所)の変更】

ST制度要綱第8条第2項の表について、「財団法人日本文化用品安全試験所」の 名称及び連絡先を以下のとおり変更する。

	改定	施行日
名称変更	(改定前) 財団法人 日本文化用品安全 試験所 (改定後) 一般財団法人 日本文化用品 安全試験所	新法人登録日の平成 23 年 4月1日に遡及して適用す る。
大阪事業所 の連絡先(住 所)の変更	(改定前) 〒546-0031 大阪府大阪市東住吉区 田辺 3-19-14 ① (改定後) 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14	新事業所に移転が完了する 平成 23 年 5 月 2 日とする。

(当該検査機関より、上記の変更申出があったため。)

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【検査機関の割当】

- 第 8 条 協会は、STマーク使用許諾契約ごとに、当該STマーク使用許諾契約 に係る玩具についてのST基準適合検査を実施する指定検査機関を指定 するものとする。
 - 2. 前項の指定は、STマーク使用許諾契約の契約番号中のアルファベット に対応して下表のとおりとする。

なお、STマーク使用許諾契約者の間で合併等の事由により、一の使用 許諾契約者が複数の契約記号を有することになる場合は、協会が別に指 示するところによる。

契約番号中の	名称	連 絡 先
アルファベット	有 你	度 裕 元
A·E·M	一般財団法人 日本文化用品	〒130-8611
$D \cdot K \cdot T$	安全試験所	東京都墨田区東駒形 4-22-4
В		〒578-0921
	一般財団法人 日本文化用品	大阪府東大阪市水走 3-6-14
	安全試験所 大阪事業所	₹546-0031
		大阪府大阪市東住吉区田辺 3-19-14
$C \cdot P \cdot V$	(財)化学研究評価機構	〒111-0052
Ј	高分子試験・評価センター	東京都台東区柳橋 2-22-13
R	(財)化学物質評価研究機構	〒345-0043
	東京事業所	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番

(付則 平成 23 年 4 月 6 日施行)

この改定(制度要綱第8条「名称の変更」の改定)は、平成23年4月1日から適用する。

この改定(制度要綱第8条「連絡先の変更」の改定)は、平成23年5月2日から施行 する。